

最近改正 令和2年8月21日例規（交総）第75号

車社会の進展は、必然的に駐車需要の飛躍的な増加をもたらし、府下においても、都市部を中心に違法駐車車両が増大し、交通渋滞や交通事故の要因となるなど府民生活や商業・経済活動に深刻な影響を与えており、都市機能そのものを阻害しかねない極めて憂慮すべき事態となつている。

このため、今後、駐車対策を総合的かつ強力に推進し、もつて駐車秩序の確立を図るため、別記のとおり大阪府警察駐車対策推進要綱を制定し、昭和63年10月1日から実施することとしたので、実効の上がるよう格段の努力をされたい。

なお、「違法駐車車両に対する交通指導取締りについて」（昭和62年3月27日例規（駐）第31号）及び「駐車特別取締隊設置要綱の制定について」（昭和61年3月28日例規（駐）第21号）は、廃止する。

別 記

大阪府警察駐車対策推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、大阪府警察における駐車問題に係る総合対策の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 駐車対策推進の重点

1 駐車マナー向上に関する広報・啓発活動の強化

駐車マナーの向上を図るため、「めいわく駐車をしない・させない」という意識を高揚する広報・啓発活動を強化する。

2 事業所等による自主活動の促進

マイカー通勤の自粛、業務用車両の駐車管理等に関し、事業所等における自主的な努力を促し、自動車の適正な使用及び管理の促進を図る。

3 駐車環境の整備

合理的・合目的な駐車規制の実施、時間制限駐車区間規制の拡大、路外駐車場の整備促進、駐車場の効率的な活用等によつて駐車環境の整備を図る。

4 危険性の高い違法駐車車両等に対する指導取締りの強化

交差点駐車、二重駐車、歩道上駐車、長時間に及ぶ駐車等危険性又は迷惑性の高い違法駐車車両及び常習違反車両を重点に指導取締りを強化する。

第3 警察署における推進体制の確立

1 警察署駐車対策推進本部の設置

（1）設置

警察署長は、管内の駐車実態を勘案し、駐車対策の実効を上げるため、警察署駐車対策推進本部（以下「署対策本部」という。）を置くことができる。

（2）任務

署対策本部は、管内における駐車実態に即した総合的かつ具体的な駐車対策について審議し、その推進を図る。

（3）構成

ア 署対策本部は、署対策本部長、署対策副本部長及び幹事をもって構成する。

イ 署対策本部長には警察署長を、署対策副本部長には副署長又は次長を、幹事には各課長及び課長代理（交通指導担当又は交通捜査担当）をもって充てる。

（4）会議

署対策本部の会議は、必要の都度署対策本部長が招集し、議事を主宰する。

（5）庶務

署対策本部の庶務は、交通課において行ふ。

2 取締体制の確立

交通課員（地域交通課交通係員を含む。）を中心に地域課員（地域交通課員（交通係員を除

く。)を含む。)を含めた駐車特別取締班等を署情に応じて編成する等、管内の駐車実態に対応した取締体制を確立する。

なお、確認事務を委託した警察署にあっては、放置車両確認機関に対する指導を徹底するとともに、駐車監視員を効果的に活用して取締活動を強化する。

3 追跡捜査体制の確立

強制移動措置をした違法駐車車両に係る負担金未納事案に対する追跡捜査を徹底するため、追跡捜査の担当者を指定する。

第4 実態把握の徹底

駐車対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を的確に把握し、諸対策に活用する。

- (1) 駐車需要の多い地域及び路線における瞬間路上駐車及び瞬間違法路上駐車の実態
- (2) マイカー通勤車両等による長時間にわたる路上駐車の実態
- (3) 5台以上の駐車スペースを有する路外駐車場の実態及び運用方法
- (4) 駐停車違反が要因となつて、交通事故が多発している地域及び路線並びにその実態
- (5) 駐停車違反が要因となつて、恒常的に交通渋滞が発生している交差点及び路線並びにその実態
- (6) 短時間駐車需要の多い地域及び路線（時間制限駐車区間規制の実施可能路線を含む。）並びにその実態
- (7) 違法駐車に関する住民の苦情・要望の多い地域及び路線並びにその実態
- (8) その他駐車対策推進上問題となる事項

第5 広報・啓発活動の推進

1 活動の基本

駐車問題に対する府民の意識を高めるため、警察が発行する広報紙等を活用することはもとより、あらゆる機会を通じて公共の空間である道路を秩序正しく公平に、しかも効果的に利用することを訴えるとともに、違法駐車危険性、迷惑性、悪質性等を訴えるための計画的かつ継続的な広報・啓発活動を実施する。

2 推進事項

- (1) 運転者に対する働き掛け
運転免許更新時講習、安全運転講習等の機会をとらえて、運転者に対し、違法駐車による被害を訴えるとともに、車庫の確保、利用の習慣化等駐車マナーの向上を促す。
- (2) 地域住民に対する働き掛け
駐車問題が深刻になっている地域については、地域懇談会等をタイムリーに開催の上、必要な問題提起を行うことによつて、地域ぐるみによるめいわく駐車追放気運の醸成を図るとともに、住民を主体とした定期的な自主パトロールやキャンペーン等自主的な取組みを促す。
- (3) 事業所等に対する働き掛け
経済関係団体、同業組合等を通じ、従業員のマイカー通勤の自粛、業務用車両の適正な駐車管理等について粘り強い働き掛けを行い、事業所等における自律的な努力を促すとともに、安全運転管理者講習等の機会を通じ、安全運転管理者の駐車問題に対する意識の高揚を図る。
- (4) 関係機関・団体等に対する働き掛け
地方自治体、交通関係団体、公共輸送機関、自治会、商店会等に対して駐車問題に関する資料を積極的に提供し、多種多様な広報媒体を活用した恒常的かつ濃密な広報・啓発活動が展開されるよう働き掛けを強化するとともに、これらの関係機関・団体等が主催する各種会合に積極的に参加し、駐車問題の解決に向けてそれぞれの立場で実行可能なものについての取組みを促す。
- (5) 報道機関に対する協力要請
報道機関に対しては、報道材料をタイムリーに提供し、駐車マナー向上に関するキャンペーン活動等が継続的に展開されるよう協力要請する。

第6 根源的対策の推進

1 先行的駐車対策の推進

- (1) 大規模建造物の建築主等に対する働き掛け
ホテル、マンション、デパート等大規模建造物の建設計画に関する情報の収集に努めるとと

もに、これらの計画を認知した場合は建築主、施行業者その他関係者に対して、設計段階において駐車需要に見合った駐車施設（荷さばき場を含む。）を確保するよう申入れ等を行う。

また、建築後においては、駐車スペースを目的外に使用させないよう指導を徹底する。

(2) 大規模な行事・催物の主催者等に対する働き掛け

多数の来場車両によつて周辺道路に違法駐車が予想される大規模な行事・催物が開催される場合は、主催者等に対し、自動車利用の自粛、必要な駐車施設の確保、交通整理員の配置等について必要な申入れ等を行う。

2 路外駐車場の整備促進

駐車場の整備は、駐車問題解決の基本となることから次の事項に配意し、その促進を図る。

(1) 駐車場の増設促進

関係機関・団体等に対して、公園の地下、遊休地等の利用による公共駐車場の増設及び既存駐車場の立体化による収容能力の増大を働き掛ける。

(2) 駐車場利用設備等の整備促進

駐車場の利用促進を図るため、駐車場業界に対し、駐車場案内表示板等を設置するよう働き掛けるとともに、地方自治体等の関係機関・団体に対し、駐車場誘導システムの導入を図るよう働き掛ける。

(3) 駐車場附置義務条例制定の促進

地方公共団体等に対し、適正な駐車スペースの確保を図るための駐車場附置義務に関する条例を制定するよう働き掛ける。

3 地域対策の推進

(1) 駐車問題協議会の設置

ア 設置

警察署長は、警察と地域住民が一体となって地域の実情に即した駐車対策の推進を図るため、警察署（大阪水上警察署を除く。）に駐車問題協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

イ 構成

(ア) 協議会は、おおむね10人の会員をもって構成する。

(イ) 会員には、警察署長及び自治会役員、商店会（同業組合）役員、交通安全協会役員、関係機関・団体の代表者等のうちから警察署長が委嘱した者をもって充てる。

ウ 役員

協議会に会長、副会長等必要な役員を置き、役員は会員が互選する。

エ 会議の開催

協議会の会議は、必要の都度会長が開催し、議事を主宰する。

オ 庶務

協議会の庶務は、警察署交通課（地域交通課を含む。）において行う。

(2) めいわく駐車追放モデル地区活動の推進

ア めいわく駐車追放モデル地区の指定

警察署長は、駐車問題に地域ぐるみで対応するため、めいわく駐車追放モデル地区（以下「モデル地区」という。）を協議会の意見を聞いて指定することができる。

なお、モデル地区の指定に当たっては、次の事項について配意する。

(ア) 地域条件

a 駐車需要が多く、特にめいわく駐車が問題となっている地域

b 住民の駐車問題に対する意識が強く、かつ、実践的な活動と他の地域への波及効果が期待できる地域

c 駐車場の整備等具体的対策の働き掛けが可能な地域

(イ) 指定単位

モデル地区の指定単位は、各種の活動が効果的に実施できるよう交番の所管区、行政区等とする。

(ウ) 指定期間

モデル地区の指定期間は、1年間（4月1日から翌年の3月31日までの間）とする。た

だし、当該モデル地区の駐車実態を勘案し、期間を更新することができる。

イ モデル地区活動の促進

モデル地区内の駐車秩序を確立するため、モデル地区内の住民の主導による次の活動（以下「モデル地区活動」という。）を促進する。

（ア） 広報・啓発活動

各種広報資料の配布及び掲出、マイカー通勤車両及び事業所等から持ち帰った業務用車両による違法駐車の実態に即した広報・啓発活動

（イ） 自主・合同パトロール活動

違反者等に対する指導・啓発を行うための計画的な自主・合同パトロール活動

（ウ） 駐車車両の自主管理活動

企業、住民等が所有する車両に、所有者を特定する番号等を表示したステッカーを貼付する等の方法による駐車車両の自主管理活動

（エ） 要請活動

企業、関係機関・団体等に対し、駐車秩序の確立を図るための諸施策が有効・適切に実施されるよう必要な要請を行う活動

（オ） めいわく駐車追放デー等における諸活動

めいわく駐車追放デー、ノーマイカーデー、交通安全運動等における「めいわく駐車をしない・させない」意識を高揚するための諸活動

ウ めいわく駐車追放推進員の委嘱等

モデル地区活動の活性化を図るため、次によりボランティアの立場で駐車対策推進のリーダー的役割を担うめいわく駐車追放推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

（ア） 委嘱

協議会の会長及び警察署長は、協議の上、推進員を委嘱するものとする。

（イ） 任務

推進員は、委嘱を受けた警察署管内のモデル地区において、住民の中心となってモデル地区活動を推進していくことを任務とする。

（ウ） 推進員の運用要領

推進員の運用については、めいわく駐車追放推進員の運用要領（別紙）のとおりとする。

4 事業所等対策の推進

（1） 経済関係団体等に対する働き掛け

ア 在阪経済5団体に対する働き掛け

関西経済連合会、関西経済同友会、関西経営者協会、大阪工業会及び大阪商工会議所の在阪経済5団体に対して、その傘下にある事業所等の駐車対策が組織を挙げて推進されるよう要請する。

イ 安全運転管理者組織等に対する働き掛け

安全運転管理者組織又は個々の安全運転管理者選任事業所若しくは運行管理者選任事業所に対して、従業員教育や業務用車両の駐車管理を適切に行うことのできる人物を安全運転管理者等に選任するよう要請する。

ウ 同業者組合等に対する働き掛け

在阪経済5団体に加盟していない事業所等又は安全運転管理者の選任基準に達しない事業所等に対しては、各地区の商工会議所、商店会、同業者組合等を通じて、駐車対策が積極的に行われるよう要請する。

（2） 事業所等に対する自律活動の促進

ア マイカー通勤の自粛

マイカー通勤により常態的に長時間の路上駐車を生じさせている企業等に対しては、社内規則等によるマイカー通勤の自粛やマイカー利用者の駐車場を確保するなどの対策を講じられるよう、また、その実行がチェックできるシステムがとられるよう働き掛ける。

イ 駐車場及び荷さばき場の整備

駐車需要を発生させる事業所等に対して、適正規模の駐車場の整備や荷さばき場の整備を働き掛ける。この場合、用地確保が困難である場合にあっては、共同による整備について働き掛ける。

ウ 業務用車両の駐車管理

従業員教育等を通じて従業員個々の駐車マナーの向上を図るとともに、業務用車両の出先での駐車実態の把握、駐車場利用料金を企業等が負担する制度の導入等従業員の駐車場利用を習慣付けていくための取組みを働き掛ける。

また、マイカーの業務用車両への転用及び業務用車両の持ち帰りについては、結果として車庫なし車両を生じさせることが多いので、これらの自粛を求める。

エ 物流等の合理化

物流等の合理化を図るために、地域又は業界ぐるみによる共同配送システムの導入又は時差集配送の実施を働き掛けるとともに、五・十払い制度の見直し又は決算方法の合理化による商慣習の改善を働き掛ける。

(3) めいわく駐車追放モデル事業所活動の促進

ア モデル事業所宣言の促進

事業所等における駐車対策が事業所等の責任として、また、従業員ぐるみで積極的に推進されるよう、事業所単位でめいわく駐車追放モデル事業所（以下「モデル事業所」という。）宣言を行い、事業所を挙げて取組みがなされるよう働き掛ける。

なお、モデル事業所は、規模の大小を問わないが、次のような事業所を対象とする。

(ア) 駐車需要が多く、路上駐車が発生源となりやすい事業所

(イ) 路上駐車問題が深刻である地域の事業所

(ウ) 安全運転管理者等の駐車問題への取組みが積極的であり、他への波及効果が期待できる事業所

イ モデル事業所活動の活性化

モデル事業所の活動については、適宜その状況を把握するとともに、安全運転管理者講習、めいわく駐車追放府民運動の行事等の機会をとらえて、効果的又は積極的な取組み事例を紹介するなど活性化に配慮する。

第7 交通実態に即した駐車規制の実施

1 基本的な考え方

駐車規制に当たっては、地域の特性、道路の機能・構造、交通量、駐車需要の実態、路外駐車場の整備状況、住民の意識等を十分に踏まえた合理的なものとする。

2 きめ細かな駐車規制の実施

(1) 時間的・場所的視点に立った駐車規制

幹線道路を始め、特に必要がある区間においては駐車規制を強化し、特定の時間帯に駐車需要が減少する地域においては、当該時間帯に駐車禁止規制を解除する等、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点及び道路の区間ごとの交通環境、道路構造等の場所的視点の両面から、個々の道路の機能及び区域の特性に十分配慮した駐車規制を実施する。

(2) 駐車の効果に配慮した駐車規制

短時間駐車が多い路線では、駐車の効果にも配慮し、時間制限駐車区間の規制を実施する。

なお、物流の交通が中心で、一般交通が少ない地域においては、路外駐車場の整備状況等を踏まえ、必要に応じ、対象を限定した駐車禁止規制の解除、駐車可の指定等物流の交通に配慮した駐車規制を実施する。

(3) 恒常的な駐車規制の見直し

すでに実施している駐車規制についても、道路整備による交通実態等の変化に的確に対応し、より合理的な駐車規制となるよう恒常的な見直しをする。

3 規制実施に当たっての留意事項

(1) 客観的な合理性の確保

個々の駐車規制について、客観的合理性の確保に十分配慮すること。

(2) 明確性の確保

駐車規制は、時間ごと及び場所ごとにきめ細かく行うことが必要であるが、明確性を確保す

る観点から、過度に複雑なものとならないよう留意するとともに、見やすく、分かりやすい道路標識等の設置にも配慮すること。

(3) 地域住民への説明

駐車規制の実施に当たっては、その趣旨等について地域住民に十分な説明を行う等して理解を得るように努めること。

第8 違法駐車に対する指導取締りの推進

1 違法駐車車両に対する取締りの基本

違法駐車への指導取締りに当たっては、限られた取締体制で最大の効果を上げるため、関係機関・団体等と連携し、管内の実態に応じて指導取締りの必要性の高い路線・地域に取締りを集中させ、特に、交通の安全・円滑を阻害している交差点及びその直近、横断歩道上、バスの停留所付近等における違法駐車等危険性、迷惑性、悪質性等の高い違反に重点指向した指導取締りを強力に推進する。

2 実態に応じた重点路線・地域の指定

管内の駐車実態を的確に把握した上、重点路線・地域を指定し、レッカー等を活用した集中的・継続的な指導取締りを実施する。

3 青空駐車（車庫代わり又は長時間の駐車）の取締りの強化

道路上を継続して使用している悪質な車庫代わり駐車、団地周辺等における青空駐車等の実態把握に努め、交通課と地域課（地域交通課においては、交通係と交通係以外の係）との緊密な連携による計画的かつ重点的な取締りを実施する。

4 要望、苦情等に対する措置

府民からの違法駐車に関する取締りの要望、苦情等に対しては、その内容を的確に把握し、適切な措置を講ずる。

別 紙

めいわく駐車追放推進員の運用要領

1 推進員の選考基準

推進員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) モデル地区内の実情に精通していること。
- (2) 人格・識見に優れ、社会的信望を有していること。
- (3) 駐車問題に対する関心が強く、モデル地区活動に熱意を有していること。

2 推進員の任期

- (1) 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 協議会の会長及び警察署長は、推進員にその任務を遂行するに適しない理由があると認めるときは、任期中にかかわらず委嘱を解くことができるものとする。

3 めいわく駐車追放推進員之証の交付等

- (1) 警察署長は、推進員に対して、めいわく駐車追放推進員之証（別記様式。以下「推進員之証」という。）を交付するものとする。

なお、交付に当たっては、交付状況等を明らかにするため、推進員之証交付簿を備えておくものとする。

- (2) 警察署長は、推進員の委嘱を解いたときは、直ちに、推進員之証を返納させるものとする。

4 講習等の実施

警察署長は、推進員に対し、委嘱後、速やかに推進員として必要な知識等についての講習を行うものとする。また、必要により推進員の研修会等を開催するものとする。

5 連絡会の開催

警察署長は、モデル地区活動を効果的に推進するため、必要により推進員との連絡会を開催するものとする。

6 運用上の留意事項

- (1) 推進員に対して、推進員はあくまでも民間協力者であり、特別の権限を付与されるものではなく、また、活動に際して行き過ぎにわたり、批判を受けることのないよう指導を徹底すること。

- (2) 交通課員及び交番勤務員に対して、推進員の活動が効果的に行われるよう、あらゆる機会を通じて推進員との情報交換等を行うとともに、必要な指導・助言に努めるよう教養すること。

7 庶務

推進員に係る庶務は、警察署交通課（地域交通課を含む。）において行う。

別記様式